

広報ひろの

号外7

不定期発行
平成23年8月12日 発行

★被災者支援なんでも行政相談

行政機関などが一堂に集まって、県内を巡回しながらワンストップで様々なご相談に応じます。困っていること、知りたいことなどがございましたら、なんでもご相談ください。ご相談は無料、秘密厳守です。

○日時・場所

8月24日(水)10時～15時:いわき市小名浜公民館(いわき市小名浜愛宕上7-2)

8月28日(日)10時～15時:福島市信陵学習センター(福島市笹谷字オノ神1)

8月31日(水)13時～16時:川俣町中央公民館(川俣町字樋ノ口11)

9月 8日(木)13時～16時:田村市船引公民館(田村市船引町船引字南元町28)

9月14日(水)13時～16時:伊達市学習交流館(伊達市北後22-1)

【主催】総務省 福島行政評価事務所、福島地域行政相談連絡協議会

【問】総務省 福島行政評価事務所(☎024-534-1101)

◎お知らせ

★広野町役場湯本支所閉庁日のお知らせ

平成23年9月より、**広野町役場湯本支所を毎週日曜日に限り閉庁**とし、日直のみの対応といたしますのでお知らせします。また、このことにより、日曜日における証明書等の発行はいたしませんので、ご了承ください。(役場本庁においても発行いたしません。)

なお、土曜日並びに祝日につきましては、これまでどおり開庁しております。

★イベント招待について

地域交流会:ようこそ 中央台へ

中央台高久地区の仮設住宅入居者と中央台高久地区市民との交流、ふれあいと活性化をめざして、下記により開催されますのでお知らせいたします。

○日 時 8月14日(日)午後3時から午後8時(雨天の場合は翌日)

○場 所 中央台やまぐち公園(いわき市立中央台東小学校付近)

○プログラム概要

〈ふれあい広場の開設〉生活用品の無料マーケット、紙芝居、竹とんぼ遊び、子ども花火

〈販売〉綿あめ、ジュース、生ビール、焼きそば、アクセサリーの店など

〈鎮魂と慰霊〉佐渡の和太鼓演奏、じゃんがら念仏踊り、打ち上げ花火

【主催】あしたげんきになあれ プロジェクト 【問】電話 0246-31-0477

★わだいな

静岡県伊東市と災害時の相互応援協定締結

7月28日広野町役場湯本支所において、静岡県伊東市と「災害時等の相互応援に関する協定書」の調印式が行われました。伊東市からは佃市長をはじめ鳥澤市民部長などが出席、広野町からは山田町長をはじめ鈴木副議長、渡邊消防団長などが出席、両市町長が協定書に署名をして締結されました。

伊東市は広野町出身で広野夢大使でもあるホテル暖香園社長北岡氏の縁で、これまで伊東市青少年少女合唱団との音楽交流や各種イベントへの参加など、交流を深めてまいりました。今後はさらに交流を深め互いに支え合うことを約束いたしました。

なお、今回の協定は平成20年の埼玉県三郷市に続き2カ所目となります。



協定締結し握手を交わす佃市長(伊東市)と山田町長

広野町役場 湯本支所 〒972-8322 いわき市常磐上湯長谷町釜の前5番地

災害グループ(災害対策本部・災害補償・二次避難・三次避難 他) 0246-43-1331

行政グループ(各種証明書・保険証・教育委員会 他) 0246-43-1330

広野町役場(広野) 0240-27-2111

双葉地方水道企業団 0246-23-6751



広野町役場
携帯電話版
ホームページ

役場からのお知らせや証明書関係について、義援金申請の際に記載いただいた『避難先』へ送付しています。送付先の変更を希望する場合や避難先変更の際は、災害補償担当へご連絡をお願いします。

※ラジオ情報 毎週日曜正午 FMいわき76.2MHZ「広野町情報 FMいわき発」放送

◎広野町の状況

広野町の方針として福島第一原発が安定しない状況にあることから、全町民に対し自主避難を要請しています。4月22日、政府により広野町全域が**緊急時避難準備区域※**に指定されました。現在のところ町内への立ち入りは可能ですが、十分な注意が必要です。※町内へ入る方は原発の状況が悪化した場合には屋内退避や避難などの措置を迅速に取れるようあらかじめ準備しておくことが必要です。

子どもや妊婦、介護を必要とする方は、立ち入らないように要請されています。

8月9日現在、政府の原子力災害対策本部は、福島第一原発の状況が著しく改善したと判断し、緊急時避難準備区域の解除の検討を行っております。解除については、町の実情に応じた「復旧計画」の策定が条件となっています。町としては、復旧計画策定にあたり、町内の徹底的で継続的な除染、上下水道などのインフラ復旧、学校や医療機関など公共サービス再開、町民のみなさまの帰宅スケジュールなどを慎重に検討したいと考えております。

◎行政

★広野小学校・中学校の再開について

広野町内での学校再開の目途が立たない中、避難を余儀なくされている児童生徒の皆さんの安心を得ることや、広野町での学校再開に向けた一つのステップとして、広野町の児童生徒の半数以上がいわき市内の学校へ通っていることから、いわき市立学校の空き教室等を利用した広野小・中学校の再開に向けて、7月4日にいわき市へ協力の依頼をしておりましたが、広野小学校が2学期(8月25日始業式)からいわき市立中央台南小学校の一部をお借りする形で再開することとなりました。

小学生のお子さんをお持ちの保護者の皆様に広野小学校への就学に関するアンケート調査を行った結果、62名の児童が2学期から広野小学校へ通学することとなりました。

また、8月10日には広野小学校再開に向けた保護者説明会を中央台南小学校で開催し、広野小学校のカリキュラムや中央台南小学校との交流、PTA活動、スクールバス運行等について説明を行いました。

なお、広野中学校の再開については、現在もいわき市教育委員会と協議を進めておりますので、具体的な再開場所や時期が決まりましたら、保護者の皆様にお知らせするとともに、広報誌や広野町ホームページに掲載してまいります。

★広野小学校・広野中学校の連絡先について

広野小学校がいわき市立中央台南小学校で再開することに伴い、広野小学校及び広野中学校の連絡先は以下のとおりとなります。

☆広野小学校(いわき市立中央台南小学校内)

住所: 〒970-8043 福島県いわき市中央台鹿島2丁目1-1

電話:0246-38-6074 FAX:0246-38-6075

☆広野中学校(福島高専図書館棟内)

住所: 〒970-8034 福島県いわき市平上荒川字長尾30

電話:0246-46-0745 FAX:0246-46-0870

★区域外就学等により避難されている児童生徒への就学費支援について

広野町に住所があり、平成23年4月以降、広野小・中学校へ就学する予定であった児童生徒がいる世帯に対し、学用品費や給食費などの就学費支援を行います。

就学費支援については、国からの通知により原則として通学先の自治体で実施することとなっておりますので、通学先の市区町村教育委員会へお問い合わせください。(※既に認定されている場合は問い合わせの必要はありません。)

★農畜産物損害賠償請求について

福島第一原発事故に伴う農畜産物損害賠償請求はお済みでしょうか？
JAふたばが委任を受け、一括請求することとなっておりますので、手続きがまだお済みでない方はお早めにお手続き下さい。

なお、JAふたばに委任せず個人で東京電力(株)へ損害賠償請求することも可能ですので、詳しくは役場災害補償担当までご相談下さい。

【問】広野町災害グループ災害補償班電話0246-43-1331

JAふたば経済コールセンター080-1679-5997又は 6019

★災害弔慰金の支給について

東日本大震災により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。

○支給内容

- ・生計維持者が死亡した場合 500万円
- ・その他の方が死亡した場合 250万円

○支給対象者

広野町に住所を有し災害により死亡した方のご遺族で、支給の範囲及び順位は次のとおりです。ただし、死亡した方が生計を維持していた遺族が優先となります。

1.配偶者 2.子 3.父母 4.孫 5.祖父母 6.兄弟姉妹(死亡した方と同居または生計を同じくしていた方)

○申込方法

関係様式を広野町役場湯本支所または広野町公式サイトから入手し必要事項を記入のうえ広野町役場湯本支所へ提出してください。

○注意事項

書類提出後、「双葉地方災害弔慰金支給審査委員会」において支給・不支給を審議し、その後にご遺族の権利関係を調査するため時間を要しますので、予めご了承ください。

○お問い合わせ先

広野町役場湯本支所 行政グループ(福祉環境) 電話0246-43-1330 FAX0246-43-7785

★介護保険

施設入所者等に係る食費及び居住費等の免除期間延長について

施設入所者等に係る食費及び居住費等の免除については、平成23年8月31日までとなっておりますが、9月1日以降も当分の間、免除することとなりました。

★国民健康保険について

国民健康保険加入者の方で入院されている方に発行している「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証(非課税世帯の方に発行)」の更新手続きについてお知らせいたします。

すでに交付を受けている方で、有効期限が平成23年7月31日までとなっている方は、更新手続きが必要となります。

なお、今回の所得判定につきましては、平成22年の所得が確定していないため、暫定的に平成21年中の所得で判定しております。確定し次第、正しい所得を反映させ、適用区分が変更となった場合は改めて限度額適用認定証等を送付させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【提出書類】

○国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書

○入院期間が確認できる領収書 ※非課税世帯の方で、90日以上入院している方のみ

○印鑑

★国民年金保険料について

○ 原子力災害に伴う平成22年度(平成23年2月～6月分)の保険料の免除申請の期限が平成24年3月末日まで延長されました。既に平成22年度分の申請をされている方は再度申請する必要はありません。

○ 平成23年度(平成23年7月～平成24年6月)分の免除申請の期限は、平成24年7月末日です。

○ 免除期間に対する年金の給付は、満額給付に対し2分の1となります。

○ 提出先:最寄りの年金事務所または市町村役場国民年金担当窓口

年金に関するお問い合わせは、「被災者専用フリーダイヤル」へ！

0120-707-118(通話料無料)

期 間:平成23年9月30日まで

受付時間:月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時

※一般的な年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165でも受付けています。

★後期高齢者医療保険について

○送付先変更届出のお願い

住所地以外に避難されている方へ被保険者証や各種通知書等をお送りできるようにするため、送付先変更届出書(申請・変更・終了)の提出をお願いします。

なお、この届出以降に避難先が変更等となった場合は、その都度、変更・終了届出を提出してください。

提出先:福島県内の各市町村役場の後期高齢者医療担当窓口

(県内の市町村窓口のいずれでも受付できますので、最寄りの市町村の後期高齢者医療担当窓口に提出してください。)

○既に支払った一部負担金等の還付申請について

免除期間中に、医療機関等で一部負担金等(一部負担金、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、特別療養費)を支払った場合は、県内の市町村窓口のいずれでも受付できますので、最寄りの市町村の後期高齢者医療担当窓口で、還付の手続きをしてください。金額の確定後、口座振込みにより還付します。

※被災の状況によっては、一部負担金等の免除(還付)の開始日が異なることがあります。

還付請求に必要な書類

・高齢者医療一部負担金等還付申請書

・領収書又は支払額を確認できる書類

・振込先口座が確認できるもの

○福島県後期高齢者医療被保険者で入院されている方へ

入院時食事療養費等の標準負担額は、平成23年9月以降も、当分の間、免除されることとなりました。(終了時期については、改めてお知らせします。)

「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

平成22年分の所得が確定していないことから、現在のところ交付することができません。今後の交付時期については平成22年分の所得が確定し次第お知らせします。

★広野町の野菜、果樹の放射性物質検査結果

検査実施機関:福島県

採取期日	試料の種類	測定結果			備考
		ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137	
		(Bq/kg)	(Bq/kg)	(Bq/kg)	
H23.7.19	小麦	－	310	320	
H23.7.26	ブルーベリー	－	38	37	上浅見川
H23.7.26	なす	－	－	－	
H23.7.26	さやいんげん	－	－	－	
H23.8.2	ピーマン	－	－	－	
H23.8.2	たまねぎ	－	－	－	上北迫(代)
H23.8.2	たまねぎ	－	－	－	上北迫(大平)
H23.8.2	トマト(施設)	－	－	－	

※単位：1キロあたりのベクレル。「－」は検出されず

食品衛生法の暫定基準値は放射性ヨウ素2000ベクレル、放射性セシウム500ベクレル(セシウム134とセシウム137の合算値)

※ヨウ素131については、「根菜・芋類」の規制値が設定されていないため参考

※測定については、機械の台数にかぎりがあるため、測定できるのは、週に1度、数検体です。そのため作付面積、販売額が多い方を優先させていただきます。

★犬の登録と狂犬病予防注射について

発行ができなかった飼い犬の登録及び狂犬病予防接種済票の発行準備が整いました。狂犬病予防接種済票の発行を受ける方は、獣医師から発行された【予防接種済証】を持参のうえ、広野町役場湯本支所までお越しください。

★仮置き場のお盆休みについて

震災により発生したごみ類の仮置き場への搬入については、8月12日(金)から17日(水)はお盆休みのため閉鎖いたします。